

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の別表に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確認することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。

令和 年7月18日

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業

施行者 京都市

代表者 京都市長

記

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

- (1) 京都市左京区岩倉大鷲町128番地の1
- (2) 京都市左京区松ヶ崎河原田町11番地1
- (3) 京都市左京区岩倉西河原町372番地の5
- (4) 東京都文京区白山4丁目2番5号
- (5) 京都市右京区嵯峨中山町19番地23 レオパレス嵯峨野第6 102号

(6) 大阪府茨木市天王二丁目5番K-907号

(7) 滋賀県大津市松本二丁目7番5号

2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定によりこの通知を受け取った日の翌日（ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日）から起算して6箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

3 その他

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを京都市左京区岩倉西河原町298番地公園予定地において掲示しています。